

# 乗馬登録規程

## (目的)

第1条 この規程は、本連盟の主催競技会ならびに公認競技会（以下「競技会」という）を公正に実施するため、また、馬防疫体制の確立に資するために、乗馬の個体情報の登録管理について定めることを目的とする。

## (乗馬登録)

第2条 乗馬の所有者は、日本馬術連盟の会員に限る。

- 2 新規に乗馬登録を行うときは、様式第1の乗馬登録申請書に、別に定める乗馬新規登録料を添えて申請する。
- 3 登録の有効期間は、登録日から当該年度の末日までとする。
- 4 登録馬名は読み仮名で20文字以内とし、カタカナ・ひらがな・漢字に加え、3文字以内のアルファベット、数字および記号により構成することができるものとする。  
ただし、アルファベット、数字および記号のみの馬名は不可とする。  
なお、すでに登録されている馬名および有効期間満了後1年以内の馬名は使用することはできない。
- 5 内国産馬申請は、母馬・産地が特定できる公的機関が発行した証明書のコピーを乗馬登録申請書に添えて行う。外国産の馬であるが、国内で競走馬としての登録実績があり、このことを公的機関が発行した証明書等により確認できるときは内国産馬申請を行うことができる。
- 6 5に示す証明は得られないが、その他の資料により日本国内で生産および調教されたことが確認できる馬匹については、内国産馬活用委員会で審査の上、内国産馬として認定する場合がある。

## (乗馬データベース)

第3条 本連盟は、前条の申請を受理したときは、本連盟データベースへ記録する。

## (乗馬登録証)

第4条 本連盟は乗馬登録申請に基づき乗馬登録証を作成し、その登録乗馬所有者（以下「所有者」という）に交付する。

## (乗馬登録証の携行及び査閲)

第5条 競技会に参加する場合には乗馬登録証を携行しなければならない。

- 2 競技会において請求があったときは、乗馬登録証を呈示しなければならない。

## (競技会成績の記録及び証明書発行申請)

第6条 競技会における成績は乗馬データベースに記録する。

- 2 所有者が前項の成績証明書を必要とするときは、競技会成績証明書発行申請書に、別に定める手数料を添えて申請する。

(乗馬登録の抹消)

第7条 登録乗馬が死亡または乗馬として使用しなくなったときは、様式第2の乗馬登録抹消届を提出し、乗馬登録証を返却するものとする。

(乗馬登録の変更)

第8条 所有者を変更するときは、様式第3の乗馬登録変更申請書に、別に定める乗馬登録変更料を添えて申請する。

- 2 馬名を変更するときは、様式第3の乗馬登録変更申請書に、乗馬登録証ならびに別に定める乗馬登録変更料を添えて申請する。
- 3 特徴記載事項を変更するときは、様式第4の特徴記載訂正申請書に、乗馬登録証ならびに別に定める乗馬登録変更料を添えて申請する。
- 4 所有者の変更申請は新所有者が行うものとする。

(乗馬登録の更新)

第9条 登録の有効期間内に様式第5の乗馬登録更新申請書に別に定める登録更新料を添えて申請することにより、有効期間が翌年度末日まで延長されるものとする。

- 2 有効期間満了後については、次年度中に申請があった場合に限り更新として扱うものとし、有効期間は登録日から当該年度末日までとする。

(乗馬の再登録)

第10条 有効期間満了後1年以上経過した乗馬を再び登録しようとするときは、様式第6の乗馬再登録申請書に、別に定める乗馬再登録料を添えて申請する。

- 2 乗馬の再登録は、乗馬データベースに記録されている過去の登録情報を再度有効化する。馬名、所有者、特徴記載事項に変更がある場合は、第8条に定める変更申請を併せて行う。

(不実の申請および乗馬登録証の改ざん)

第11条 所有者が登録にあたり故意に不実の申請をした場合、もしくは乗馬登録証を改ざんした場合、その登録を無効とする。

(乗馬登録証の再発行)

第12条 乗馬登録証を紛失または毀損したときは、様式第7の乗馬登録証再発行申請書に、別に定める再発行手数料を添えて申請する。

附 則 この規程は、昭和46年4月1日より実行する。

- (1) 旧乗馬登録規程(昭和37年10月21日制定)は昭和46年3月31日をもって廃止する。ただし、昭和46年3月31日現在登録済みの乗馬は昭和46年4月30日まで登録あるものとみなす。
- (2) 昭和46年3月31日までに登録済みの重複する馬名は本規程第2条第6号の規程を適用せず。
- (3) 昭和46年3月31日現在に登録済みの乗馬は昭和46年4月30日までに新登録するものとし、その手数料は1頭に付き2,000円とする。

(4) 昭和 46 年 3 月 31 日までに発行済みの乗馬登録証は昭和 47 年 12 月 30 日まで有効とし、その間に順次、更新するものとする。

附 則 この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。  
(登録料および手数料改正)

附 則 この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。  
(登録更新料改正)

附 則 この規程は、平成元年 6 月 19 日から実施する。  
(第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 13 条および別表改正)

附 則 この規程は、平成 3 年 12 月 14 日から実施する。  
(第 2 条 6 項、第 2 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 16 条および別表改正)

附 則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
第 1 条から第 17 条改正、保留料廃止、FEI 登録関連料金改正、申請書式類改正  
(第 2 条 6 項)  
平成 15 年度以前に登録している馬の産地については、母馬・産地が特定できる公的機関が発行した証明書を必要としない。

附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
(登録料及び手数料改正)

附 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
(第 2 条 4 項削除)

附 則 この規程は、平成 23 年 5 月 25 日に改定し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。  
(第 1 条から第 12 条)

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
(手数料改正)

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(第 2 条、第 8 条、第 10 条)

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(登録料及び手数料表)

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。  
(第 2 条 6 項)

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。  
(登録料及び手数料表)

## 登録料及び手数料表

### 日本馬術連盟乗馬登録料

	個人・一般団体 社会人・少年団	大学・高校
新馬登録料	20,000 円	10,000 円
更新登録料	5,000 円	2,500 円
変更登録料（馬名、所有者）	5,000 円	2,500 円
変更登録料（上記以外）	1,000 円	1,000 円
再登録料	10,000 円	5,000 円
登録証再発行手数料	11,000 円	5,500 円

※社会人…日本社会人団体馬術連盟

大 学…全日本学生馬術連盟

高 校…全日本高等学校馬術連盟

少年団…日本乗馬少年団連盟